

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 6 1 号

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 3 9 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 のうち 1（1）の表備考を次のように改める。

備考 回数券及び定期券は、この表に規定する回数券及び定期券の交付を受けた体育施設以外の体育施設及び新潟市都市公園条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 4 4 号）に規定する白根総合公園白根カルチャーセンターの体育館においても利用することができる。ただし、新潟市陸上競技場における高校生の回数券及び定期券は、他の体育施設で利用することはできない。

別表第 2 のうち 1（3）の表中備考 3 を削り、別表第 2 のうち 1（4）の表備考を次のように改める。

備考 回数券及び定期券については、この表に規定する回数券及び定期券の交付を受けた体育施設以外の体育施設及び新潟市都市公園条例に規定する白根総合公園白根カルチャーセンターの柔道場においても利用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の新潟市体育施設条例別表第 2 のうち 1（1）の表備考 2、（3）の表備考 3 及び（4）の表備考 2 の規定により発行したプリペイドカードは、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は従前のおり使用できるものとする。